

総合火災制御設備規則

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 98 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 規則 第 98 号
総合火災制御設備規則の一部を改正する規則

「総合火災制御設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

(2)(d)を次のように改める。

検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。検査は、原則として、船級検査の時期に行う。

- (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。
- (2) 維持検査は、次の時期に行う。
 - (a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(3)(a)に規定する時期に行う。
 - (b) 中間検査は、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(2)に規定する時期に行う。
 - (c) 年次検査は、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)に規定する時期に行う。
 - (d) 前(a)から(c)にかかわらず、臨時検査にあっては、定期検査、中間検査又は年次検査の時期以外の時期に次のいずれかに該当するとき、これを行う。検査の実施にあっては、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると、本会が認める通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。
 - i) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき又はこれを修理若しくは新換するとき
 - ii) 設備の改造又は変更を行うとき
 - iii) その他、本会が検査を行う必要があると判断したとき
 - (e) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。